

公立大学法人岩手県立大学役員の給与等の支給に関する規程

平成 17 年 4 月 1 日

規程第 75 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の給与、退職手当及び旅費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 役員の給与は、常勤の役員については報酬、通勤手当及び寒冷地手当とし、非常勤の役員については非常勤役員手当とする。

(給与の額)

第 3 条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 理事長 月額 580,000 円

(2) 理事 月額 532,000 円以内で理事長が定める額

2 通勤手当及び寒冷地手当の額は、公立大学法人岩手県立大学就業規則第 2 条第 1 項に規定する職員（以下「職員」という。）の例による。

3 非常勤役員手当の額は、年額 600,000 円とする。

(支給方法)

第 4 条 報酬、通勤手当及び寒冷地手当の支給方法については、職員の例による。ただし、常勤の役員が月の中途において就任し、又は退任した場合は、当該役員の報酬については、その月の現日数を基礎として日割りにより計算する。

2 非常勤役員手当は、9 月及び 3 月（以下「支払月」という。）の 2 回に分割して支払うものとし、それぞれ第 3 条第 3 項に規定する額の 2 分の 1 の額を支給する。

3 年度の中途において就任し、又は退任した非常勤の役員に係る非常勤役員手当の額は、第 3 条第 3 項に規定する額を 12 で除した額（以下「算出基礎額」という。）に在職月の数を乗じて得た額とする。

4 前項の場合における非常勤役員手当の支給については、第 2 項の規定にかかわらず、年度の中途において就任した場合は、算出基礎額に就任後最初の支払月までの在職月の数を乗じて得た額を当該支払月に、年度の中途において退任した場合は、算出基礎額に当該退任の日の直前の支払月後における在職月の数を乗じて得た額を当該退任の日に、支給する。

(重複給与の禁止)

第 5 条 職員が役員を兼ねるときは、役員の給与は支給しない。

(退職手当)

第 6 条 役員に対する退職手当は、これを支給しない。

(旅費)

第7条 役員が職務のため旅行をしたときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法については、職員の例による。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。